

令和6年 3月15日（金曜日）

○議事日程（第3号）

令和6年3月15日（金）午後 2時30分開議

- 日程第 1 議案第 1号 令和6年度東庄町一般会計予算
議案第 2号 令和6年度東庄町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 令和6年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4号 令和6年度東庄町食肉センター特別会計予算
議案第 5号 令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
議案第 6号 令和6年度東庄町介護保険特別会計予算
議案第 7号 令和6年度東庄町水道事業会計予算
議案第 8号 令和6年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
審査報告（予算決算常任委員会委員長）
- 日程第 2 請願第 1号 「「健康保険証を残してください」保険証存続を求める意見書」採択に関する請願
審査報告（文教福祉常任委員会副委員長）
- 日程第 3 意見書案1号 マイナンバーカードの安全と信頼の確保及び現行の健康保険証廃止の延期を求める意見書について
- 日程第 4 発議第 1号 議会改革特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 5 議会改革特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 1 閉会中の継続調査の申し出について
（東庄町議会改革に関する調査研究）
- 日程第 6 議案第19号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

- 1番 海 宝 和 宏 君
2番 渡 邊 幸 江 君
3番 前 田 君 江 君
4番 岩 井 弘 晃 君
5番 越 川 良 男 君

6 番	柳 堀	忠 君
7 番	桜 井 莊	一 君
8 番	宮 澤	健 君
9 番	大 網	正 敏 君
10 番	佐久間	義 房 君
11 番	高 木	武 男 君
12 番	鈴 木	正 昭 君
13 番	山 崎	ひろみ 君
14 番	板 寺	正 範 君

○欠席議員

な し

○出席説明員（14名）

町	長	岩 田 利 雄 君
副 町	長	向 後 喜一朗 君
監 査 委 員	平 山	茂 君
総 務 課 長	堀 江 弘	之 君
企画財政担当課長	加 瀬 博	子 君
町 民 課 長	香 取 康	成 君
まちづくり課長	鈴 木 秀	樹 君
健 康 福 祉 課 長	布 施 光	規 君
会 計 管 理 者	堀 江 香	澄 君
病 院 事 務 長	渡 辺 佳	則 君
農業委員会事務局長	前 田 泰	孝 君
（農政担当課長）		
教 育 長	石 橋 宏	克 君
教 育 課 長	宇ノ澤	修 君
生涯学習担当課長	郡 伸	明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長	伊 藤 雅 晃
次 長	向 後 順 子

主 査 高 橋 大 助

(午後 2時30分 開議)

議長（板寺正範君）

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日、議員発議による意見書案一件、発議一件を受理しました。次に、町長より議案一件の送付があり、これを受理しました。

以上で、報告を終わります。これから議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第1号、令和6年度東庄町一般会計予算から議案第8号、令和6年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算まで、以上8案を一括議題とします。

本案については、予算決算常任委員会に審査の付託をしてあります。

従って、委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会、委員長、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

予算決算常任委員会審査報告を申し上げます。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第1号、令和6年度東庄町一般会計予算、議案第2号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計予算、議案第3号、令和6年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号、令和6年度東庄町食肉センター特別会計予算、議案第5号、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算、議案第6号、令和6年度東庄町介護保険特別会計予算、議案第7号、令和6年度東庄町水道事業会計予算、議案第8号、令和6年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算、以上、8会計の予算について、去る3月7日には議案第1号、令和6年度東庄町一般会計予算を、12日には議案第2号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計予算から議案第8号、令和6年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算までの7会計の予算について、常任委員会を開催しまして、副町長、教育長、病院長、担当課長、事務長等の出席を得て、慎重に審査を行いました。その経過と結果についてご報告いたします。

審査に当たりましては、執行部より内容説明があり、その後、質疑が行われました。本予算決算常任委員会は議長を除く議員13名で構成する委員会であり、議長にも出席をいただいておりますので、内容については省略させていただき、採決の結

果を報告させていただきます。

議案第1号から議案第8号まで、8会計につきまして採決した結果、当委員会としまして、議案第1号については賛成多数により、議案第2号から議案第8号については全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告を終わりにします。

議長（板寺正範君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

討論省略に異議ありの発言がございましたので、この討論は行うことにします。

これより、討論を行います。

始めに本案に反対する者の発言を許します。

11番（高木武男君）

反対討論を行います。

令和6年度一般会計予算のうちの産業振興特別補助金についての反対討論を行います。この補助金の支出項目は観光費であり、豚肉の販売促進を目指しているとは思いません。豚肉の販売促進を本当に考えているのであれば、農業振興費とするべきではないでしょうか。また、その費用対効果については全く不明です。販売促進にアルコール飲料の力を借りるやり方は前近代的であり、理解に苦しみます。こんなイベントをしているところは日本のどこにあるのでしょうか。太平洋に浮かぶ小さな島国ではあるかもしれませんが。このようなことでは町はよくなりません。今、我が国の最大の政治課題は人口減少問題かと思います。本町においても、人口減少問題に真剣に取り組んでいかなければなりません。ポークアンドビアは飲み会という名のイベントです。このような前近代的なイベントでは町の発展もあり得ません。本町の産業振興を考えるのであれば、より健康的な、よりスマートな方法があるは

ずです。再考を求めます。

以上のような理由から、産業振興特別補助金については賛成することが出来ません。以上です。

議長（板寺正範君）

次に本案に賛成する者の発言を許します。

他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は1件ごとに起立によって行います。

最初に議案第1号、令和6年度東庄町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（板寺正範君）

起立多数。

従って、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、令和6年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和6年度東庄町食肉センター特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和6年度東庄町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和6年度東庄町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和6年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、請願第1号、「健康保険証を残してください」保険証存続を求める意見書」採択に関する請願を議題といたします。

この請願は文教福祉常任委員会に審査の付託をしております。

従って、副委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教福祉常任委員会、副委員長、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、文教福祉常任委員会審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました請願第1号「健康保険証を残してください」保険証存続を求める意見書」採択に関する請願については、去る3月12日に町民課長及び課長補佐の出席を得て、委員会を開催し慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告いたします。

意見として、回答率14.6%という低い数字をアンケート結果として会員の9割以上が健康保険証の存続延期を求めているとの回答には無理があり、この制度自体は必要な制度で請願の内容に期間をいつまで延ばすのかも入っていない、後は国の方で精査していくものだと思うので、この請願に反対する。高齢者の方々の中には急にマイナ保険証に切り替えられた場合、対応が困難な方もおり、少人数の方でも病院にかかって、保険証が使いづらいことがあればそれを支え、考慮してあげるのが国であり、町であると思うので、この請願に賛成する。

新しいシステムに代わっていくものを逆行していくのは難しいことだと思うし、医療機関も大変だと思うが、国の制度にのっとっていくべきだと思うので、この請

願に反対する。実際に医療現場の声を聞くと、マイナ保険証を利用した場合も顔認証がうまく出来ずに健康保険証との照らし合わせが必要となり、余計な手間がかかることや健康保険証とのひもづけに誤りが認められるなどのトラブルが発生するなど、国はミスが起こらないよう、もう少し改善して、国民が不安の解消し、十分な理解を得るまで、保険証の廃止を延期してほしいという医師会のこの請願に賛成する。

日本の様々なデジタル化が世界にかなりの遅れを取っているのは事実であり、国の新しい施策を進めていく必要があると思うが、高齢者の方々の利便性を考えると紙の健康保険証がないと不安感が非常にあるのかなと思う、廃止を延期するべきかの判断は非常に難しい。

以上のような意見等があり、請願第1号、「「健康保険証を残してください」保険証存続を求める意見書」採択に関する請願について、採決した結果、当委員会においては賛成多数により、採択すべきものと決定しました。

以上で文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。

議長（板寺正範君）

これから副委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

討論省略に異議ありの発言がございましたので、この討論は行うことにします。

これより、討論を行います。

始めに討論に反対する者の発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

この請願書に対して反対する考えを述べさせていただきます。

請願趣旨の中にあります会員の9割以上が2024年以降も健康保険証の存続延期を求めているの部分ですが、アンケートを実施したとのことですが、調査対象の医療機関で回答率が14.6%の中での9割以上としています。アンケート結果とするにはあまりにも無理のある数字の捉え方と考えます。また、マイナ保険証の利用率が5%を下回っているのは事実です。これは個人の感想ですが、まだ手元には両方あるので、いつもの習慣でこれまでの保険証を提示してしまうのではと思います。使う方も医療機関も初めてのことで、スムーズにいかないこともあるとは思いますが、回数を重ね、実践して進めていかないと更に後ろに延びることになるのではと考えます。また、マイナンバーカードを作っていない方には資格確認書が発行されますので、医療機関を受診するのに困ることはないとのことですが。

様々な分野でデジタル化は必須となっております。利便性向上のための施策ですので、時代に逆行するような形ではなく、前に進む努力をすべきと思います。

以上の考えによって、この意見書提出には反対させていただきます。

議長（板寺正範君）

次に本案に賛成する者の発言を許します。

8番、宮澤健君。

8番（宮澤 健君）

保険証を残してほしい請願の賛成の立場で討論を行います。

まず、この請願はマイナ保険証による切替えを反対しているわけではありません。昨年、マイナンバーカードの登録内容が他人の情報になっていたり、トラブルが続く、国は総点検を指示し、点検を実施したのは自治体であります。12月に総点検が終わったとして、今年の12月には現行の保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に移行する決定をしました。しかし、医療現場では点検が終わった今でも相変わらずトラブルが続いています。デジタルに詳しい方の意見では、カードのプログラム設計やカードリーダーのシステム設計に問題がある。デジタルでカバー出来る設計になっていないのがそもそもの問題である。このことは根本的な改善が必要で、早急には解決出来ません。

国は10年かけてやろうとしたことを5年で完了し、早急に実現出来た達成感を得る。しかし、問題はいろいろおきるが、その時点で対応していく考えで進めて行くのだといっています。そもそも、国民からすればマイナンバーカードの作成は任

意でありました。既存の保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化するということは、強制的なマイナンバーカードの作成になるのではないのでしょうか。という思いになります。マイナンバーカードの作成されていない人達に資格確認書を発行する予定になっています。それなら保険証を発行しても同じではないのでしょうか。

カードリーダーの導入は、厚生労働省が昨年4月から原則義務化で導入促進され、2月25日現在では20万7,145件の薬局や病院、歯科医院などに設置されています。しかし、高齢の医師の医院や柔道整復師、鍼灸などではほとんど導入設置されていません。千葉県保険医協会の会長は当町の岡野医院の医院長ですが、リーダーは使用していないそうです。今回請願を出された同協会、海匠香取支部長、熱田衛政さんは銚子の熱田歯科の医院長で、同様に使用してトラブルが発生するなら使用しない方が良いので、保険証で処理しているそうです。設置されている病院などでも問題は多発していて、保険証と併せて確認を行っているのが現状であります。働き方改革、今年の診療報酬改定で、医療従事者の賃金引き上げがあり、受付窓口業務がトラブルの発生で余計に人員が取られてしまったのでは、経営面でも問題があります。

法律が改正になっているかは分かりませんが、被保険者は自治体や発行機関に対して、健康保険証の交付を求める権利が健康保険法や国民健康法で定められています。社会保障、税、災害対応の分野において、デジタル化により情報確認の迅速化と行政手続の簡素化を目的とすることは十分理解出来るが、医療現場のトラブル対応にも保険証があることにより、迅速な処理が出来ます。国は2025年度にスマホにマイナ保険証と診察券を搭載して利用出来るように法改正を今国会で成立し、来年秋以降の運用を目指しております。災害時は、電気、電波が遮断され、確認手段がなくなりますし、携帯は病院内使用禁止、電源を切るようになっています。医療DXによる質の高い医療の実現を目指すのは国の方針で、地方の医療現場では医療体制の維持で精いっぱい状況であります。

以上のような理由から、マイナ保険証が確実に機能する体制が整い、国民が利便性を理解し安心して利用出来るまでの間、マイナ保険証だけではなく、現行の保険証を残して国民が選択し利用出来るよう医療機関からも要望をしているものであります。この要請に賛成をします。

議長（板寺正範君）

次に、本案に対する反対討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

請願第1号、「健康保険証を残してください」保険証存続を求める意見書」採決に関する請願は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長（板寺正範君）

起立多数です。

従って、請願第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3、意見書案第1号、マイナンバーカードの安全と信頼の確保及び現行の健康保険証廃止の延期を求める意見書についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

ここでお諮りします。

意見書案第1号は先に採択された請願の内容と重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号については、提案理由の説明を省略することに決定しま

した。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第1号、マイナンバーカードの安全と信頼の確保及び現行の健康保険証廃止の延期を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第1号、議会改革特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(事務局朗読)

議長(板寺正範君)

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、佐久間義房君。

10番(佐久間義房君)

ただいま議題となりました発議第1号、議会改革特別委員会設置に関する決議についての提案理由とその内容について説明申し上げます。

この議会改革特別委員会は東庄町議会に課せられた課題である議員報酬、議員定数の見直しなどについて調査、研究を行い、更なる議会改革に取り組み、議会の活

性を図るために特別委員会を設置するものであります。議員報酬のあり方については、町議会議員は町民の代表として、その議員活動は時代の変化と共に広範囲に及び、専門知識も必要になりつつあります。そのために議員活動に専念出来る環境を確保するためにも、活動の対価にふさわしい報酬額が求められます。また、議会の更なる活性化や今後議員を志す優秀な人材確保のためにも、議員報酬の見直しが必要と考えるところであります。また、議員定数については平成23年の地方自治法の改正により、定数の規定も撤廃され、議員定数は個々の自治体が自らの責任と意思によって決定しなければならないものとなりました。本町においては、平成27年の一般選挙から現行の定数14人が適用されておりますが、少子高齢化による人口減少が着実に進む中で、今後議員定数の見直しは避けては通れないものと考えるところであります。

これらのことから、先の12月議会時の全員協議会で本件について協議いただき、委員会の名称、目的及び設置時期等について基本合意がなされました。詳細については先の議会運営委員会にお諮りし、本日提案させていただいた次第です。

以上で、発議第1号の提案理由と内容説明を終わります。ご審議の上、可決くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

この議会改革特別委員会については、過去4年間、議長さん2期にわたり、議会改革特別委員会を立ち上げてやったんですけど、結局何も出来なかったんですよ。総論では賛成だけど、各論で全部反対で、つぶされちゃった経験があります。

今回、この特別委員会立ち上げについては何をやるんですか。その辺を細かく説明していただきたいと思います。議員定数とか、それから議員の報酬と言っていますが、まず議会がちゃんと町民が納得するような議会活動をやっているならば、議員報酬を上げるのも私は反対ではありませんけれども、今の議会の状況から言ったら、そんなことは許されません。ですから、もうちょっと議会の活性化、議会は何をやるのか、町民の方を向いて、本当にこの議会で何が起きているかというのを

情報発信して、町民に理解をもらった上で、そういうことはやるべきだと思います。

議長（板寺正範君）

これは質疑であります。議案についての質疑です。

質疑とは、議会改革特別委員会を設置するか否かという話でありますので、今高木議員がおっしゃったことは、議会改革特別委員会が設置された場合のその後の話になりますので、そこで議論を重ねていただければと思います。

他に質疑はありますか。

12番、鈴木正昭君。

12番（鈴木正昭君）

鈴木です。実は議会の改革特別委員会はですね。この設置目的は大賛成、けどもこの委員の定数6人というのはこれから検討する課題ですか。やはり、現在の議員は14人いるけども、14人の意見をやっぱり、しっかり吸収されている分には特別委員会は全員でやってもいいですよ。6人というやつ、全員でやってここで大いに議論したらいい。私はそう思います。一応特別委員会設置は賛成、けど議員のことについては、是非定数の方は全員で協議して、誰もが納得のような。これ一晩寝なくて、ここでやったっていいんだから、それくらいでやってくださいよ。どんどん。以上です。

議長（板寺正範君）

質問の趣旨が少し違っておりますので、進めます。

他に質疑はありますか。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

前回、この議会改革特別委員会をやった時に、アンケートをやったんですよ。町民からのアンケート、いろいろな意見がいっぱい出てきました。その意見に基づいて議会改革をやろうと、こういう話だったんですけど、結局そのアンケートをやっただけで、もう町民の意見はもうなしということで、議会改革全然進まなかったんですよ。今回はちゃんとそういうのはやるんですか議長。

議長（板寺正範君）

私がやるという話ではありません。議会改革特別委員会を設置した後で、これは議論する話です。

他に質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

これから発議第1号、議会改革特別委員会設置に関する決議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議会改革特別委員会委員の選任を行います。

指名表の配付をお願いいたします。

(指名表配付)

議長(板寺正範君)

お諮りします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配付しました指名表のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

ご異議なしと認めます。

従って、議会改革特別委員会委員は、お手元に配付しました指名表のとおり選任

することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議会改革特別委員会の正副委員長の互選をお願いしたいと思います。議会改革特別委員会の委員の皆さんは、会議室２へ集合をお願いします。

再開は午後３時３５分とします。

(午後 ３時２０分 休憩)

(午後 ３時３５分 再開)

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開催されました、議会改革特別委員会における正副委員長の互選結果の通知がありましたので、報告します。

委員長に宮澤健君。副委員長に山崎ひろみ君。以上です。

ここで、委員長のご挨拶をお願いいたします。

８番（宮澤 健君）

ただいま、議会改革特別委員長に指名されました宮澤でございます。先程全員でこの委員会を催してはというようなことでありましたけれども、皆さん全員の意見を拝聴しながら、委員で刻一刻と変わっているこの世の中に即した議会となっていくように目いっぱい努力してまいりますので、どうぞご協力よろしくお願いしたいと思います。

議長（板寺正範君）

ここでお諮りします。

議会改革特別委員会委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第１として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第１として議題にすることに決定しました。

追加日程第１、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

ここで、議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の申出書の配付をします。

(申出書配付)

議長（板寺正範君）

議会改革特別委員会委員長から、会議規則第７４条の規定によって、お手元の申出書のとおり、「東庄町議会改革に関する調査研究」について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第６、議案第１９号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長（板寺正範君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第１９号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についての提案理由を申し上げます。

この件につきましては、令和５年６月議会定例会で議決をいただきました、東庄中学校大規模改修工事契約について、変更契約をしたため関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いしたく提案させていただくものでございます。なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第19号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についての内容の説明を申し上げます。

議案書8ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたように、令和5年6月議会定例会で議決をいただきました東庄中学校大規模改修工事について、外壁改修においてアスベストを除去する工法への変更や階段前ホールの漏水対策を追加するなど、工事の内容に変更が必要となったことから令和6年3月1日付で議会の議決を条件に建設工事請負変更契約を締結したところでございます。変更金額が当初契約額の10%を超えることから議会の議決を経なければ、契約の効力が発生しないため、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、宮澤健君。

8番（宮澤 健君）

今、聞き漏らしてしまって、すみません。工事の議会の議決を条件ということで、いつの締結でしたでしょうか。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

請負の契約の日付でございますが、令和6年3月1日付で議会の議決を条件に建設工事請負変更を締結したところでございます。

以上です。

議長（板寺正範君）

他に質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(板寺正範君)

討論省略に異議ありの発言がございましたので、この討論は行うことにします。

これより討論を行います。

始めに本案に反対する者の発言を許します。

8番、宮澤健君。

8番(宮澤 健君)

この度の東庄中学校大規模改修工事について、総論賛成、各論反対として意見を述べます。名前のとおり、大規模改修工事でありますので、予算も比例して高額となっております。令和4年度当初予算で3,124万円の教育施設工事設計業務委託料が計上され、翌年度の決算額では2,970万円でした。図面を用いたが材料等の特定が出来なく、現場での基準に沿った調査を実施したとのことですが、年代的な背景や既に小学校の校舎や体育館などの改修工事に際して、アスベストの問題があり、それぞれ対応策を講じてきています。昨年9月定例会において、石綿アスベスト被害者救済の請願が出されたように、1970年から1990年にかけて多く輸入され、2006年から製造や使用が禁止されるまでの間、あらゆる面での使用がされてきているわけであります。100%使用されているものと考えべきではなかったのか、アスベストが使用されていないと判断したことにより、工事に着工した作業員が吸引、暴露する危険にさらされるわけであります。床下の配管等の材料も、年代で使用される材料も想像がつくものと思われます。ここで一番の問題はアスベストによる追加工事等が昨年末に算出され、この3月定例会に議案が上程されたことでもあります。

私達議会は憲法93条で「地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と定められて、条例の制定、改廃だけではなく、広く行財政全般にわたる具体的事務の処理についても、意思決定機関としての権能を持つとされています。地方自治法93条では議決しなければならない事項を定めています。

このようなことからして、工期期限間際での審議する議案では到底なく、追加工事予算が積算された時点で、臨時議会の招集を依頼すべきであったと思います。議案に反対することは、生徒達のことを犠牲にすることになるので、可決されると議会被を軽視していると糾弾されても仕方ないと言わざるを得ません。二元代表制のもと、地方公共団体の意思決定と、執行機関の行財政の運営や事務処理、事業の内容を批判と監視する責務を私達議員は担っていることを自覚し、私自身も研さんを重ねてまいります。お互いに緊張感を持ち、今後、このようなことがないように申入れをいたします。

議長（板寺正範君）

次に本案に賛成する者の発言を許します。

他に討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第19号、工事請負契約の締結の議決事項の変更については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、東庄町議会3月定例会閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より同意1件、諮問1件、承認2件、そして議案19件を提案させていただきました。特に令和6年度の予算議会ということで、議員各位には慎重なるご審議を賜り、おかげさまで全ての案件を原案のとおり可決をいただきました。誠にありがとうございました。

会期中に頂戴をいたしましたご意見、またご提言につきましては、鋭意検討し、町政に反映してまいるように努めてまいります。

さて、先月末より、千葉県東方沖を中心に活発な地震活動が継続をしております。1月に発生をいたしました能登半島地震を対岸の火事とせず、日頃から災害に対する心構えを持ち、準備を怠らず、また発生した際には互いに思いやり、支え合って乗り越えていかなければならないと考えております。そのために町といたしましても、これからの事業、そしてまた共助が一体となった防災体制の構築を目指してまいりたいとこのように考えております。

また、有事の際には国、県、関係機関と協力をし、住民の皆様が安心して生活が遅れますよう対処してまいり所存でございますので、ご支援を賜りますよう今後ともよろしくお願いを申し上げます。

今年は、例年になく不安定な気候が続いております。議員各位におかれましては、健康管理に十分ご留意をいただき、益々のご活躍をご祈念申し上げますと共に、なお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

私からも一言ご挨拶を申し上げます。

昨年12月に議長に就任して以来、今回が通常の定例会の最初ということで、長期にわたり皆様のご協力をいただきながら、本日ここまでこられました。若い議員さんも活発に意見を言っていただけますし、年配の議員さんもそれなりにいろいろ経験から来るご意見をいただいております。ただ一つ、気になったことはその質問や内容がちょっと違うのではないかという部分もあります。この辺は皆さんそれぞれ議員の中で切磋琢磨しまして、この議案、今はどういうことを質問すべきか、どういうことを協議すべきか、これは皆さん切磋琢磨の中で勉強しながら進めていかなければなりません。

今日もこの本会議の前までにもいろいろ会議をさせていただいて、いろいろ意見を申し上げていただきながら進めてまいりました。これから活発な議会活動が出来るように皆さんと協力して進めていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

以上で、令和6年3月東庄町議会定例会を閉会します。

(午後 3時56分 閉会)